

入札説明書

令和 7 年度大分県クリハラリス生息状況調査業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和 7 年 8 月 8 日（金）

2 競争入札

（1）件名

令和 7 年度大分県クリハラリス生息状況調査業務委託

（2）契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

（3）仕様書

別紙のとおり

3 契約に関する事務を担当する部局と名称

大分県生活環境部自然保護推進室自然保護班

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電話 097-506-3037

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下、「共同利用型電子入札システム」という。）上に令和 7 年 8 月 4 日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

6 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- （3）この業務の履行に係る仕様書に基づき、共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- （4）この公告の日から下記 8 に掲げる開札までの間に大分県が発注する物品等の製造の

請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれかにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 共同利用型電子入札システムによる入札参加申請期間

(1) 期 間 自 令和 7 年 8 月 8 日（金） 10 時 00 分
至 令和 7 年 8 月 21 日（木） 10 時 00 分

8 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

(1) 期 間 自 令和 7 年 8 月 21 日（木） 14 時 00 分
至 令和 7 年 8 月 27 日（水） 14 時 00 分

9 共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和 7 年 8 月 27 日（水） 16 時 00 分

10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を共同利用型電子入札システムにより通知するものとする。

11 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本業務に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

12 入札保証金に関する事項

見積金額の 100 分の 10 以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納

付が免除される。

13 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記 6 の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに附随する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者(以下「本人」という。)が参加することを原則とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本入札に参加するには、事前に共同利用型電子入札システムにおけるログイン ID 及びパスワードの交付を受ける必要がある。

14 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、共同利用型電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度入札は 2 回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとする。

16 契約保証金に関する事項

免除とする。

17 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ下記担当まで提出すること。

担当

大分県生活環境部自然保護推進室

自然保護班 君塚

TEL : 097-506-3037

FAX : 097-506-1749